

社会福祉法人 中都 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中都の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員及び評議員等の報酬等)

第3条 役員に対して各年度の総額が10,000,000円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営管理のための業務にあたった場合は、月額5万円を報酬として支払うことができる。

3 監事が、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、月額5万円を報酬として支払うことができる。

4 評議員が評議員会に出席したときは、出席回数1回につき手取り額1万円を報酬として支払うことができる。

5 役員等が評議員会への出席、及び理事会への出席のために要した交通費については別に定める「役員交通費支払い規程」に基づいて支給する。交通費の実費が、「役員交通費支払い規程」で定める額を超える場合には、その実費を支給する。

(苦情対応第三者委員の報酬等)

第4条 苦情対応第三者委員が苦情対応を行った場合は、その対価として報酬を支払うことができる。

2 報酬の額は理事長が定める。

3 苦情対応第三者委員が評議員会への出席、及び理事会への出席のために要した交通費については別に定める「役員交通費支払い規程」に基づいて支給する。交通費の実費が、「役員交通費支払い規程」で定める額を超える場合には、その実費を支給する。

(評議員選任解任委員の報酬等)

第5条 評議員選任解任委員の外部委員が評議員選任解任委員会に出席した場合は、その対価として出席回数1回につき手取り額1万円を支払うことができる。

2 評議員選任解任委員が、評議員選任解任委員会への出席のために要した交通費は別に定める「役員交通費支払い規程」に基づいて支給する。交通費の実費が、「役員交通費支払い規程」で定める額を超える場合には、その実費を支給する。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の議決を経て、評議員会で承認を得なければならない。

付 則

この規程は、平成29年7月1日より適用する